

# 庄内町民・学校関係・事業者の皆様へ

本県では、連日3桁の新規陽性者が確認されるなど、これまでにない急激な感染拡大が続いております。これ以上の感染拡大を防ぎ、県内の保健医療体制のひっ迫を防止し、社会・経済・文化活動を維持するため、感染が急拡大している山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町を対象地域として、1月27日(木)から2月20日(日)までの間、まん延防止等重点措置を実施いたします。

重点措置の実施に伴い、改めて、不織布マスクの正しい着用、こまめな手洗い、消毒、密閉、密集、密接の全てを避けるゼロ密、換気の励行などの基本的な感染防止対策の徹底に加え、下記のとおりお願いいたします。

## 1 庄内町民の皆様へ

- ・ 不要不急の外出は控えてください。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。
- ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店の利用は控えてください。
- ・ ビジネス、通学、通院、受験等は除き、県外との不要不急の往来は控えてください。
- ・ 会食は、1テーブル4人以下、2時間以内で感染防止対策を徹底して行ってください。

## 2 学校関係の皆様へ

- ・ 部活動については、①自校内の活動、マスクを着用しても活動できる負荷の内容に限定、②全国大会等の出場を除き、他校等との交流・合宿等宿を伴う活動は停止、③平日は週4日、1日当たり90分以内の活動とし、土日祝日は活動停止としてください。また、活動前後のマスク着用等の感染防止対策を徹底してください。
- ・ 校外学習等は、実施の可否を慎重に検討し、他市町村への移動は自粛してください。
- ・ 受験等で県外に移動する場合は、無料のPCR等検査の活用を推奨します。

## 3 事業者の皆様へ

- ・ 業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。
- ・ 就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。
- ・ 体調が優れない方や、子どもの養育等が必要な方が気兼ねなく休める環境を整備してください。
- ・ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。

令和4年1月27日

山形県知事 吉村 美栄子  
庄内町長 富 樫 透